

別表第1（第1条の2関係）

1 禁止地域等

| 種別 | 地域又は場所 |
|---------|---|
| 第1種禁止地域 | (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる地域のうち、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区 (2) 条例第4条第1項第2号及び第3号の規定により知事が指定する区域 (3) 条例第4条第1項第4号から第9号に掲げる区域 (4) 条例第4条第1項第10号、第11号及び第18号の規定により知事が第1種禁止地域として指定する区間及び区域 |
| 第2種禁止地域 | (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる地域のうち、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 (2) 条例第4条第1項第10号、第11号及び第18号の規定により知事が第2種禁止地域として指定する区間及び区域 (3) 条例第4条第1項第12号に掲げる地域 (4) 条例第4条第1項第13号の規定により知事が指定する区域 |
| 第3種禁止地域 | (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる地域のうち、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 条例第4条第1項第10号、第11号及び第18号の規定により知事が第3種禁止地域として指定する区間及び区域 (3) 条例第4条第1項第14号、第16号及び第17号の規定により知事が指定する区域 (4) 条例第4条第1項第15号に掲げる公共用の建造物のある敷地 |

2 許可地域

| 種別 | 地域又は場所 |
|---------|--|
| 第1種許可地域 | 許可地域のうち、第2種許可地域以外の地域 |
| 第2種許可地域 | 許可地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道及び一般国道470号に係る本線車道の道路敷境界線から500メートルまでの区域並びに知事が指定する区域を除く。） |

別表第2（第3条関係）

| | 広告物等の種類 | 基準 |
|---|--|--|
| 1 | 条例第7条第2項第1号に規定する規則で定める基準（自家広告物の基準） | (1) 住所等1箇所当たりの表示面積の合計が、次に掲げる区分に応じ、次に定める面積以下であること。 ア 第1種禁止地域 5平方メートル イ 第2種禁止地域又は第3種禁止地域 7平方メートル ウ 許可地域 10平方メートル (2) 別表第4に掲げる基準を満たすものであること。 |
| 2 | 条例第7条第2項第2号に規定する規則で定める基準（管理用広告物の基準） | (1) 1管理地に表示する広告物又はその掲出物件の上端の高さが地上から4メートル以下であり、かつ、1管理地につき表示面積の合計が10平方メートル以下（禁止地域等にあつては、5平方メートル以下）であること。 (2) 1管理物件に表示する広告物の表示面積の合計は、表示の方向から見た場合における建築物、工作物その他の物件の外郭線内を1平面とみなした場合のその面積の5分の1以下であり、かつ、10平方メートル以下（禁止地域等にあつては、5平方メートル以下）であること。 (3) 蛍光塗料を使用しないものであること。 |
| 3 | 条例第7条第2項第3号に規定する規則で定める基準（工事現場の仮囲いに表示される広告物の基準） | (1) 当該工事期間中に限り表示されるもので、かつ、宣伝の用に供されないものであること。 (2) 蛍光塗料を使用しないものであること。 |

別表第3（第5条関係）

| 広告物の種類 | 許可期間 |
|---|------|
| 野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告、停留所添架広告及び特殊装置の広告物 | 3年以内 |
| 横断幕、懸垂幕、アドバルーン、置看板、電柱広告、消火栓標識利用広告及び車体利用広告 | 1年以内 |
| はり紙、はり札、立看板及び広告旗 | 1月以内 |

備考 この表の広告物の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「野立広告」とは、道路又は鉄道等の沿線の土地に建植する広告板(木又は金属等の耐久性のある材料を使用したもので、土地に建植し、又は建物その他の工作物等に固定して装置し、その広告表示面を含め、その構造が板状であるものをいう。以下同じ。)及び広告塔(木又は金属等の耐久性のある材料を使用したもので、土地に建植し、又は建物その他の工作物等に固定して装置し、その広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造のものをいう。以下同じ。)をいう。
- (2) 「屋上広告」とは、建物の屋上に固定して装置する広告板及び広告塔をいう。
- (3) 「壁面広告」とは、建物の外壁面に直接表示するもの又は固定して装置するもので突出広告以外のものをいう。
- (4) 「突出広告」とは、建物の外壁面に固定して装置するもので、建物の外壁面から突き出すものをいう。
- (5) 「停留所添架広告」とは、停留所の上屋又は標識に添架するものをいう。
- (6) 「特殊装置の広告物」とは、ネオンサイン、イルミネーション等を利用したものをいう。
- (7) 「横断幕」とは、建物その他の工作物等を利用して道路を横断し、空中に掲出するものをいう。
- (8) 「懸垂幕」とは、建物その他の工作物等を利用して垂れ下げるものをいう。
- (9) 「アドバルーン」とは、気球を利用して高揚するものをいう。
- (10) 「置看板」とは、木製、合成樹脂製若しくは金属製のもの又はこれらに類するもので、地面に直接置き、かつ、容易に移動できるものをいう。
- (11) 「電柱広告」とは、電柱、街灯柱その他電柱の類の表面に直接表示するもの又は電柱、街灯柱その他電柱の類を利用して取り付けるものをいう。
- (12) 「消火栓標識利用広告」とは、消火栓の標識を利用して取り付けるものをいう。
- (13) 「車体利用広告」とは、電車、自動車等の車体に直接表示するもの又は電車、自動車等の車体に取り付けるものをいう。
- (14) 「はり紙」とは、紙製その他これに類するもので、建物その他の工作物等にはり付けるものをいう。
- (15) 「はり札」とは、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙その他これに類するものをはり、容易にとりはずすことができる状態で、建物その他の工作物等に取り付けるものをいう。
- (16) 「立看板」とは、木枠等に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙その他これに類するものをはり、容易に取りはずすことができる状態で立て、又は建物その他の工作物等に立て掛けるものをいう。
- (17) 「広告旗」とは、法第7条第4項に規定する広告旗をいう。

別表第4（第9条関係）

1 許可地域の許可の基準

(1) 共通基準

- ア 蛍光塗料を使用しないものであること。
- イ 広告物に使用する色の数は、できる限り少なくすること。
- ウ 広告物の裏面及び側面並びに掲出物件の装飾に使用する色は、周辺景観と調和する色彩であること。
- エ 第1種許可地域において表示する大規模な広告物（富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）第23条第1項に規定する大規模行為に該当するものに係る広告物をいう。以下同じ。）にあつては、色彩は、彩度の高い色（日本工業規格Z8721に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル表色系」という。）に規定する彩度が6（色相がR、YR又はYである場合は、8）を超える色をいう。以下同じ。）を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。

(2) 個別基準

| 種類 | 第1種許可地域 | 第2種許可地域 |
|---|---|--|
| ア 屋上広告（建築物の高さに含まれない塔屋等に表示又は設置がされるものを含む。以下同じ。） | 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、4メートル以下であること。 | |
| イ 壁面広告 | 1壁面当たりの広告物の表示面積の合計は、建築物又は工作物の当該壁面の面積の5分の1以下（当該壁面の面積が100平方メートル未満である場合は、20平方メートル未満かつ当該壁面の面積の2分の1以下）であること。 | 1壁面当たりの広告物の表示面積の合計は、建築物又は工作物の当該壁面の面積の5分の1以下（当該壁面の面積が150平方メートル未満である場合は、30平方メートル未満かつ当該壁面の面積の2分の1以下）であること。 |
| ウ 突出広告 | (ア) 路端からの突出しは、0.6メートル以下であること。 (イ) 高さは、地上から壁面上端までの高さの3分の2以下であること。 | |
| エ 野立広告 | (ア) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 | (ア) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、50平方メートル以下であること。 |
| 案内誘導のためのもの | 単体のもの | (ア) 施設若しくは場所（以下「施設等」という。）の案内又は当該施設等への誘導（以下「案内誘導」という。）のため必要最小限のものであること。 (イ) 表示面積は、1面につき4平方メートル以下（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が4以上である道路に接続する区域にあつては、6平方メートル以下）であること。 (ウ) 上端の高さは、地上から4メートル以下であること。 (エ) 照明装置を使用する場合にあつては、その使用が夜間における視認を確保するため必要最小限のものであること。 (オ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと（彩度の高い色の面積の合計が1面につき2平方メートル未満である場合を除く。以下この表において同じ。）。 |
| | 2以上統合したもの | (ア) 案内誘導のため必要最小限のものであること。 (イ) 表示面積は、1施設等につき6平方メートル以下であつて、かつ、1面につき30平方メートル以下であること。 (ウ) 上端の高さは、地上から6メートル以下であること。 (エ) 照明装置を使用する場合にあつては、その使用が夜間における視認を確保するため必要最小限のものであること。 (オ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。 |
| その他のもの | (ア) 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道から展望することができる地域（当該鉄道の南側の地域に限る。）にあつては、当該鉄道境界線から1,000メートル以上後退し | (ア) 上端の高さは、地上から8メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 (ウ) 色彩は、彩度の高い色を表示面 |

| | | | |
|-------------|---|---|---------------------------|
| | | <p>て設置するものであること。</p> <p>(イ) 次に掲げる道路及び鉄道等から展望することができる地域にあつては、当該道路敷境界線及び鉄道等境界線から100メートル以上後退して設置するものであること。</p> <p>a 一般国道（国道470号を除く。）</p> <p>b 道路法第56条の規定により指定された主要な県道</p> <p>c 西日本旅客鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、富山地方鉄道株式会社及び万葉線株式会社の鉄道等の各路線</p> <p>(ウ) 上端の高さは、地上から6メートル以下であること。</p> <p>(エ) 表示面積は、20平方メートル以下であること。</p> <p>(オ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。</p> | <p>積の3分の1を超えて使用しないこと。</p> |
| オ 停留所添架広告 | <p>バスの停留所の上屋に添架するもの</p> <p>その他のもの</p> | <p>(ア) 運転者に直接訴求しないと認められる面へ表示するものであること。</p> <p>(イ) 表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。</p> | |
| カ 横断幕及び懸垂幕 | | 表示の方法に応じ、アからエまでに定める基準に適合しているものであること。 | |
| キ アドバルーン | | 綱でしっかりと係留するものであつて、風圧に耐えることができるものであること。 | |
| ク 置看板 | | 表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。 | |
| ケ 電柱広告 | <p>柱に直接塗装又は巻付けするもの</p> <p>柱にそで付けにするもの</p> | <p>(ア) 赤、黒又は黄の地色を使用しないこと。</p> <p>(イ) 柱1本につき1件とすること。</p> <p>(ウ) 長さは、1.8メートル以下であること。</p> <p>(エ) 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。</p> | |
| | | <p>(ア) 赤、黒又は黄の地色を使用しないこと。</p> <p>(イ) 柱1本につき1件とすること。</p> <p>(ウ) 長さは、1.2メートル以下であること。</p> <p>(エ) 出幅は、0.6メートル以下であること。</p> <p>(オ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては3メートル以上、車道上にあつては4.5メートル以上であること。</p> <p>(カ) 原則として歩道又は民地側へ向けるものであること。</p> | |
| コ 消火栓標識利用広告 | | <p>(ア) 地色は、原則として白色又は淡色とすること。</p> <p>(イ) 標識1本につき1個とすること。</p> <p>(ウ) 大きさは、縦0.4メートル以下であつて、かつ、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(エ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては3メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。</p> <p>(オ) 突出しの方向は、標識と同一方向であること。</p> | |
| サ 車体利用広告 | | 都市の景観と調和のとれたものであること。 | |
| シ はり紙 | | 表示面積は、1平方メートル以下であること。 | |
| ス はり札 | | 表示面積は、1平方メートル以下であること。 | |
| セ 立看板 | | 表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。 | |
| ソ 広告旗 | | 道路に突き出して設置するものでないこと。 | |

2 禁止地域等の適用除外の許可の基準

(1) 条例第7条第4項第1号に掲げる広告物等に係る許可の基準(自家広告物等に係る適用除外の許可の基準)

ア 共通基準

- (ア) 蛍光塗料を使用しないものであること。
- (イ) 広告物に使用する色の数は、できる限り少なくすること。
- (ウ) 広告物の裏面及び側面並びに掲出物件の装飾に使用する色は、周辺景観と調和する色彩であること。
- (エ) 大規模な広告物にあつては、色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。
- (オ) 照明装置を使用する場合にあつては、光源の回転及び点滅(発光ダイオードを利用する光源の動き及び光源の輝度の変化を含む。)がないものとする。

イ 個別基準

| 広告物等の種類 | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 |
|------------|---|--|---|
| ア 屋上広告 | | (ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、2メートル以下であること。 (イ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと(彩度の高い色の面積の合計が1面につき1平方メートル未満である場合を除く。以下この表において同じ。) | 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1以下であつて、かつ、4メートル以下であること。 |
| イ 壁面広告 | (ア) 上端の高さは、地上から6メートル以下であること(ビルの名称等に係るものを除く)。 (イ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。 | 1壁面当たりの広告物の表示面積の合計は、建築物又は工作物の当該壁面の面積の5分の1以下であること。 | |
| ウ 突出広告 | (ア) 路端からの突出しは、0.6メートル以下であること。 (イ) 高さは、地上から壁面上端までの高さの3分の2以下であること。 (ウ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。 | (ア) 路端からの突出しは、0.6メートル以下であること。 (イ) 高さは、地上から壁面上端までの高さの3分の2以下であること。 | |
| エ 独立広告 | (ア) 上端の高さは、地上から4メートル以下であること。 (イ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。 | 上端の高さは、地上から6メートル以下であること。 | 上端の高さは、地上から8メートル以下であること。 |
| オ 横断幕及び懸垂幕 | 表示の方法に応じ、アからエまでに定める基準に適合しているものであること。 | | |
| カ アドバルーン | 綱でしっかりと係留するものであつて、風圧に耐えることができるものであること。 | | |
| キ 置看板 | 表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。 | | |
| ク はり紙 | 表示面積は、1平方メートル以下であること。 | | |
| ケ はり札 | 表示面積は、1平方メートル以下であること。 | | |
| コ 立看板 | 表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。 | | |
| サ 広告旗 | 道路に突き出して表示又は設置をしないこと。 | | |

(2) 条例第7条第4項第2号に掲げる広告物等に係る許可の基準（道標、案内図板、案内標識等に係る適用除外の許可の基準）

| 広告物等の種類 | 第2種禁止地域及び第3種禁止地域 |
|-------------|---|
| ア 案内誘導広告物 | (ア) 公共的目的を有し、又は公衆の利便に供することを目的とするものであること。 (イ) 案内誘導のため必要最小限のものであること。 (ウ) 案内誘導の対象となる施設等の位置が建築物の密集した地域にある等当該案内誘導の必要性が高いこと。 (エ) 次のいずれかに該当するものであること。 a 表示面積が1面につき1.5平方メートル以下の広告板 b 高さが2メートル以下であつて、かつ、幅が30センチメートル以下の広告塔 (オ) 照明装置を使用する場合にあつては、その使用が夜間における視認を確保するため必要最小限のものであること。 (カ) 色彩は、マンセル表色系に規定する彩度が4（色相がR、YR又はYである場合にあつては、6）を超える色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。 |
| イ 統合案内誘導広告物 | (ア) 1住所等当たり1基のみとし、アの(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(カ)に該当するものであること。 (イ) 表示面積は、1施設等につき4平方メートル以下であつて、かつ、1面につき20平方メートル以下であること。 (ウ) 上端の高さは、地上から6メートル以下であること。 (エ) 国又は地方公共団体が設置するものであること。 |

備考 この表の広告物等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「案内誘導広告物」とは、案内誘導の用に供する広告板又は広告塔をいう。
- 2 「統合案内誘導広告物」とは、案内誘導広告物を2以上統合したものをいう。

別表第5(第9条関係)

1 許可地域の住所等1箇所当たりの表示面積の合計の基準

| 住所等の敷地面積 | 表示面積の合計 | |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| | 第1種許可地域 | 第2種許可地域 |
| 1,000平方メートル未満 | 50平方メートル | 100平方メートル |
| 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 | 100平方メートル | 150平方メートル |
| 2,000平方メートル以上 4,000平方メートル未満 | 150平方メートル | 200平方メートル |
| 4,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 | 200平方メートル | 300平方メートル |
| 10,000平方メートル以上 | 300平方メートル | 500平方メートル |

備考 表示面積の合計に自家広告物等以外の広告物の表示面積を含む場合は、この表に掲げる表示面積の合計のうち自家広告物等以外の広告物の表示面積の合計は30平方メートル以下であるものとする。

2 禁止地域等の住所等1箇所当たりの表示面積の合計の基準(自家広告物等に係る適用除外の許可の基準)

| | 第1種禁止地域 | 第2種禁止地域 | 第3種禁止地域 |
|---------|----------|----------|----------|
| 表示面積の合計 | 10平方メートル | 20平方メートル | 30平方メートル |